

(3) 第3種事業に関する調

(単位：人，千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
医業	242	-	242	2,818,835	-	2,818,835	695,276	2,123,559
歯科医業	112	-	112	738,630	-	738,630	319,242	419,388
薬剤師業	x	x	x	x	x	x	x	1,895
あん摩等の事業	62	1	63	374,279	3,518	377,797	180,526	197,271
獣医業	55	3	58	531,439	12,527	543,966	164,575	379,391
装蹄士業	x	x	x	x	x	x	x	5,202
弁護士業	205	4	209	2,410,414	13,126	2,423,540	605,859	1,817,681
司法書士業	140	5	145	1,401,474	30,318	1,431,792	419,050	1,012,742
行政書士業	28	3	31	140,553	15,144	155,697	89,900	65,797
公証人業	11	-	11	112,717	-	112,717	24,894	87,823
弁理士業	3	-	3	37,627	-	37,627	8,700	28,927
税理士業	293	12	305	2,281,006	57,250	2,338,256	876,042	1,462,214
公認会計士業	37	-	37	358,326	-	358,326	107,300	251,026
計理士業	-	-	-	-	-	-	-	-
社会保険労務士業	63	4	67	423,353	15,852	439,205	193,092	246,113
コンサルタント業	133	12	145	763,999	52,416	816,415	410,111	406,304
設計監督者業	339	20	359	1,923,304	84,606	2,007,910	1,019,353	988,557
不動産鑑定業	14	-	14	132,037	-	132,037	39,392	92,645
デザイン業	78	6	84	350,342	26,124	376,466	239,734	136,732
諸芸師匠業	96	19	115	420,411	82,557	502,968	330,843	172,125
理容業	82	17	99	327,620	59,397	387,017	277,918	109,099
美容業	198	27	225	931,839	100,450	1,032,289	637,279	395,010
クリーニング業	19	4	23	75,805	12,782	88,587	63,317	25,270
公衆浴場業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科衛生士業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科技工士業	59	11	70	261,474	39,558	301,032	203,000	98,032
測量士業	32	5	37	178,308	16,486	194,794	105,850	88,944
土地家屋調査士業	132	3	135	1,123,471	12,360	1,135,831	388,843	746,988
海事代理士業	x	x	x	x	x	x	x	12,620
印刷製版業	x	x	x	x	x	x	x	4,417
合計	2,438	158	2,596	18,141,827	652,891	18,794,718	7,418,946	11,375,772

(注) (1) (2) (3) 共通

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成25年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に記載した。
- 「所得金額」は、社会保険診療等に係る課税除外分を控除した金額を記載した。
- 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

(4) 分割個人の所得金額に関する調

(単位：人，千円)

区分	本県本店分				他県本店分	
	課税人員	課税所得金額			課税人員	分割を受けた課税所得金額
		当該県分	他の県分	計		
第1種事業	x	x	x	x	x	3,469
第2種事業	x	x	x	x	x	290,792
第3種事業	-	-	-	-	-	-
計	1	526	790	1,316	3	294,261

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成25年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 課税所得金額は、事業主控除後の所得金額である。